

第102号議案

品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月20日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例

品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年品川区条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

品川区情報公開条例

目次および第1章の章名を削る。

第1条中「保障するとともに、自己情報の開示を請求する区民の権利を明らかにし」を「保障し」に改め、「と個人情報の保護」を削る。

第2条第4号および第5号を削り、同条第6号中「ならびに自己情報の開示、訂正（追加および削除を含む。）ならびに利用の停止、消去および提供の停止の可否」を削り、同号を同条第4号とし、同条第7号を削る。

第3条第2項を削る。

第4条を削る。

第5条中「または自己情報の開示」を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項中「第2条第6号」を「第2条第4号」に改め、同条第2項中「ならびに自己情報の開示、訂正（追加および削除を含む。）ならびに利用の停止、消去および提供の停止の可否」を削り、同条を第5条とする。

第2章の章名を削り、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条中「第8条第1号」を「第7条第1号」に改め、同条を第9条とし、第10条の2を第10条とする。

第12条第2項中「第10条の2」を「第10条」に改める。

第3章を削る。

第14条の2を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第2項第1号中「第8条第2号イ」を「第7条第2号イ」に改め、同項第2号中「第10条」を「第9条」に改め、同条を第14条とする。

第12条の2を第13条とする。

第4章を削る。

第5章の章名および第26条の2を削る。

第27条第1項中「もしくは開示決定等、訂正決定等もしくは利用停止決定等」および「もしくは開示請求、訂正請求もしくは使用停止請求」を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「実施機関」の次に「(議会を除く。)」を加え、「品川区情報公開等審議会」を「品川区情報公開審議会」に改め、同項第2号中「行政情報等」を「行政情報」に、「公開等」を「公開」に改め、同号ただし書中「第13条第3項」を「第14条第3項」に、「または開示決定等についての第20条第3項の意見書(以下これらを)」を「(以下)」に改め、同条第6項中「必要に応じて品川区情報公開等審議会の意見を求めることができる」を「第4項各号のいずれかに掲げる場合を除き、品川区情報公開審議会の意見を聴かなければならない」に改め、同条を第17条とする。

第27条の2第2号中「または開示請求者、訂正請求者もしくは利用停止請

求者（これらの者が審査請求人）を「(審査請求人)」に改め、同条を第18条とする。

第27条の3各号列記以外の部分中「第13条第3項または第20条第3項」を「第14条第3項」に改め、同条第2号中「公開し、または審査請求に係る開示決定等を変更し当該開示決定等に係る自己情報を開示する」を「公開する」に改め、「または自己情報の開示」を削り、同条を第19条とする。

第28条の見出し中「品川区情報公開等審議会」を「品川区情報公開審議会」に改め、同条第1項中「、自己情報の開示および個人情報の保護」を削り、「情報公開・個人情報保護制度」を「情報公開制度」に、「第27条第4項」を「第17条第4項」に、「品川区情報公開等審議会」を「品川区情報公開審議会」に改め、同条第2項中「情報公開・個人情報保護制度の運営および住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関する重要事項」を「情報公開制度の運営」に、「番号法第27条第1項の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて区長に意見を述べること」を「第17条第6項に規定する意見の求めに応じて調査審議を行うことおよび意見を述べること」に改め、同条を第20条とする。

第6章の章名を削る。

第29条第1項中「または自己情報の開示」を削り、同条第2項中「情報公開・個人情報保護制度」を「情報公開制度」に改め、同条第3項を削り、同条を第21条とする。

第30条を第22条とする。

第31条の見出しを「(手数料)」に改め、同条第1項を次のように改める。

行政情報の公開に係る手数料の額は、閲覧または視聴の場合は無料とし、写しの交付の場合は別表に定める額の範囲内において規則で定める額とする。

第31条を第23条とし、第32条を第24条とする。

第7章を削る。

別表を次のように改める。

別表（第23条関係）

行政情報の種類	金額	徴収時期
文書、図画および写真	写し1枚につき50円以内で規則で定める額	写しの交付のとき。
ビデオテープ、録音テープ その他規則で定めるもの	写し1巻につき700円以内で規則で定める額。 ただし、その他規則で定めるものにあつては、写しの作成に要する実費相当額として規則で定める額	

備考

- 1 写しを交付する場合は、原則として日本産業規格A列4番による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列4番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画および写真については、片面を1枚として算定する。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 次に掲げる者に係る改正前の品川区情報公開・個人情報保護条例（以

下「旧条例」という。)第3条第2項の規定による職務、旧条例第24条の2第2項の規定による業務または旧条例第24条の3の規定による役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に実施機関(区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および議会をいう。以下同じ。)の職員である者またはこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において実施機関の職員であった者のうち、施行日前において個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日前において旧条例第24条の2の受託業務に従事していた者または同条の指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事していた者

(3) 施行日前において旧条例第24条の3の派遣労働者であった者

2 施行日前にされた旧条例第15条、旧条例第21条の3または旧条例第21条の9の規定による請求(以下「旧条例請求」という。)に係る自己情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。

3 実施機関は、旧条例請求に係る審査請求がされた場合にあっては、旧条例の規定に基づきその審理、裁決等を行うものとする。

4 施行日後に旧条例請求に係る旧条例第27条第4項に規定する諮問または同条第6項に規定する意見の求めを行うときは、品川区個人情報保護審議会条例(令和 年品川区条例第 号)第2条に規定する品川区個人情報保護審議会に行うものとする。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において実施機関が保

有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに規定する個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を施行日後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に実施機関の職員である者または施行日前において実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号および第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を施行日後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

7 前2項に該当する場合を除き、第5項各号に掲げる者が、その業務に関して施行日前に知り得た個人の秘密を施行日後に漏らしたときは、30万円以下の罰金に処する。

8 旧条例第37条に規定する法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、前3項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

9 旧条例の規定が効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の際、旧条例第7条の規定により現にされている行政情報の公開の請求のうち旧条例第12条の規定による処分のなされていない

ものの手数料については改正後の第23条および別表の規定を適用し、旧条例第15条の規定により現にされている自己情報の開示の請求のうち旧条例第19条の規定による処分のなされていないものの手数料については、品川区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年品川区条例第 号）第7条および別表の規定を適用する。

- 2 この条例の施行の際、既に旧条例第12条または旧条例第19条の規定による処分がなされているものであって、旧条例第31条の規定による徴収がなされていないものの手数料については、なお従前の例による。

（品川区住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第4条 品川区住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例（平成14年品川区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「および品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年品川区条例第25号）」を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

（説明）個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、規定を整備するほか、行政情報の公開に係る手数料を改定する必要がある。